別表第七の二の教育職俸給表㈡降格時号俸対応表中「86 88 90 92 98 104 110 116 121 126 131 136 138 140」を「87 90 93 96 101 106 111 116 122 128 134 140 141 141」に、「118 120 122 124」を「119 122 125 125」に改める。

別表第七の二の研究職俸給表降格時号俸対応表中「111 114 117 120」を「112 116 120 121」に、「84 86 88 89」を「86 89 89 89」に、「56 58 60 63 66 69 72」を「58 61 64 67 70 73 73」に改める。

別表第七の二の医療職俸給表㈡降格時号俸対応表中「36 40 44 48」を「39 43 46 49」に改める。

別表第七の二の医療職俸給表㈢降格時号俸対応表中「31 33」を「32 33」に、「139 142 145 148 152 156 160 164 166 168」を「140 144 148 152 156 160 164 168 169 169」に、「119 122 125 128 131 134 138 142 146 150」を「120 124 128 132 135 140 145 150 153 153」に、「79 83 87 90 92」を「80 85 90 93 93」に改める。

別表第七の二の福祉職俸給表降格時号俸対応表中「132 139 146」を「133 140 147」に、「112 120」を「121 121」に、「68 72 77 82 87 92」を「69 74 81 88 93 93」に、「78 82 86 90 92」を「79 84 89 93 93」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―八の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整又は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第八条第三項の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸が改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

3　この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十一月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三四―二四

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 / 期間の区分	1項職員 1種	1項職員 2種	1項職員 3種	1項職員 4種	1項職員 5種	2項職員	3項職員
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
1 年以上 2 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
2 年以上 3 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
3 年以上 4 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
4 年以上 5 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
5 年以上 6 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	90,000
6 年以上 7 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	80,000
7 年以上 8 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	60,000
8 年以上 9 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	40,000
9 年以上 10 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	20,000
10 年以上 11 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300	
11 年以上 12 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500	
12 年以上 13 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700	
13 年以上 14 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900	
14 年以上 15 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500	
15 年以上 16 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100	
16 年以上 17 年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700	
17 年以上 18 年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300	
18 年以上 19 年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900	
19 年以上 20 年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500	
20 年以上 21 年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100	
21 年以上 22 年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500	
22 年以上 23 年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900	
23 年以上 24 年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900	
24 年以上 25 年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300	
25 年以上 26 年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700	
26 年以上 27 年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100	
27 年以上 28 年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500	
28 年以上 29 年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700	
29 年以上 30 年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400	
30 年以上 31 年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000	
31 年以上 32 年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400	
32 年以上 33 年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500	
33 年以上 34 年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600	
34 年以上 35 年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「１項職員」とは第２条第１項の官職を占める職員を、「２項職員」とは同条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「１種」とは第２条第１項第１号の官職を占める職員を、「２種」とは同項第２号の官職を占める職員を、「３種」とは同項第３号の官職を占める職員を、「４種」とは同項第４号の官職を占める職員を、「５種」とは同項第５号の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三四の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。